

令和2年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年2月26日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

(欠席)	6番	坂下 正幸	11番	田上 正男	
2番	池端 共栄	7番	石倉 稔	12番	安 津久人
(欠席)	8番	谷内 吉夫	13番	田中 喜義	
4番	奥堂 敏春	9番	山本 秀夫	14番	新澤 晟
5番	山本 恒雄	10番	森谷 正美	15番	山崎 覺治

(2) 欠席委員

1番 北濱 陽子 3番 谷内 誠一

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島2番 小谷 泉喜 輪島5番 中谷 知晴
輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第6号 非農地証明願いについて
- (4) 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第3号 農地の賃貸借の解約について
- (3) 報告第4号 農地法制限除外の届出について
- (4) 報告第5号 農地改良の届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 2 8

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は4名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号12番 安津久人 委員及び 議席番号13番 田中喜義 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第4号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第4号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第4号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 合計17筆8,863㎡で内訳は田が5,086㎡、畑が3,777㎡です。

	農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号9番 山本 秀夫委員よりご意見をお願いいたします。
山本委員	23日に譲受人立ち会いの下、現地を確認しました。田んぼを改良した後に日陰ですが、盛り土を行った後に譲受人が耕作するとの事です。工事はこの後ですがだいたい測っていいのになっているようですが、工事後には譲受人が管理する予定であるとの事です。隣接の方はおらず譲受人のみですので他の方に迷惑がかかることはありません。よろしく願いします。
議 長	それでは申請番号2番について地区担当委員議席番号2番 池端 共栄委員よりご意見をお願いいたします。
池端委員	2番池端です。22日の午後本人と会い現地を確認しました。元々これらの土地は譲受人の親の持ち物でしたが、相続の関係により姉のものになったものを今回登記名義人を変えるものであり、何ら問題はありませのでよろしく願いします。以上です。
議 長	それでは申請番号3番について地区担当推進委員輪島2番 小谷 泉喜委員よりご意見をお願いいたします。
小谷委員	2月24日に現地を確認してきました。周辺の田はすすきが繁りイノシシの穴が多く見られましたが、対象地は耕作地として管理されており周辺は荒れていますが耕作地として管理されており、引き続き耕作されるものと思われます。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

	<p>【議案第 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 5 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 7 ページをご覧ください。議案第 5 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案第 5 号、1 番と 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 2 筆 812 m²で内訳は田が 812 m²です。 1 番については、農地の広がり 10ha 以上の区域にある農地である事から第 1 種農地であり、また住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当と考えております。 2 番については、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満である事から第 2 種農地であり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委 員	<p>本件は自己住宅が目的であり 5 条許可申請であります。先般 21 日の金曜日に森谷委員、安委員、事務局と譲渡人と井上土地家屋調査士の立ち会いで現地を確認してきました。地目は田であります。現況はすでに盛り土されており現在は保全管理がなされております。現在農振除外の手続き中でございます。隣接する箇所は近年住宅が多数建築されており農</p>

	地への影響は軽微だと考えられますので今回の申請について周りへの影響は最小限であると考えております。以上でございます。
議 長	それでは申請番号 2 番について地区担当推進委員輪島 5 番 中谷 知晴委員よりご意見をお願いいたします。
中谷委員	中谷です。21 日に同じく現地調査させていただきました。元々昨年度一部道路を増やしており隣接地に譲受人の子が住んでおり、駐車場もないということで農地として使いづらい隣接地である申請地を取得し駐車場としたいと申請がありました。隣接の田は耕作しておりますし、奥へ行くための道も整備しておりますし、ここに駐車場を作ったとしてもこの田んぼへ影響は与えないということで問題ないと考えております。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	左側のこれは農道ですね。
中谷委員	農道です。3 枚分割しているんですが、左側はまっすぐ下りれますが、真ん中が道がないということで農道を設けたみたいです。
安 委員	小伊勢の件ですが、現地に行ったのですが、登記は田ですが現地はすでに盛り土したというのは農地改良の手続きが前にされていたのですか。
事 務 局	お聞きしたところでは以前に下水道の工事の時に一度農地改良をされていると聞いております。状況はこのようになっていますが。
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 5 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に、市長より提出のあった【議案第 6 号】の農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 11 ページをご覧ください。議案第 6 号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が 18 件、その他が 5 件です。</p> <p>【議案第 6 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】</p> <p>機構への貸付分は合計 40 筆 55,192 m²、期間は全て 10 年以上で全て水稻です。その他のものは合計 34 筆 18,582 m²、期間は全て 6 年未満で全て水稻です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 7 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 18 ページをご覧ください。議案第 7 号の非農地願承認についてです。今月は 3 件です。</p> <p>【議案第 7 号、1 番から 3 番を議案書をもとに説明】</p>

	<p>なお、1 番については、申請者の伯父が昭和 49 年に農地法第 5 条の許可により増築したものです。</p> <p>2 番については、申請者の先代が農機具用倉庫として建築した際に隣接の方と交換したものです。</p> <p>3 番については、昭和 51 年に縫製工場の一部として使用しており、土地改良事業の際にも利用していたものです。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>19 ページの堀町の方からご説明いたします。本件は既に昭和 35 年頃から家が建っておりまして今回申請が 2 筆出ておりますが同じ家で後日小さい方を増築したものでございます。既に築 50 年ほど経っています。周りには農地もなく住宅地の真ん中なのでこれを田から宅地に変える事は問題ないかと思えます。</p> <p>続きまして 20 ページでございます。気勝平の住宅に上がっていく所でありまして用途としては農業用倉庫として農機具の格納庫として利用されています。以前に隣接する所有者と S 字になっていたのを交換したのを今回分筆し直すものでございます。周りに影響を与えるものではないと思えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 5 番 山本 恒雄 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>21 ページの 3 番について説明します。先ほど説明のありました縫製工場の跡地なんですが、その後競売にかかり近隣の会社を取得しております。田となっているため登記しようにもできないもんですから今回非農地証明をとりたいとの事です。縫製工場も近隣の会社も事情を知るのが先代、先々代であるためおらずなんとか非農地証明をお願いしたいとの事ですので皆さんよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>許可うんぬんではないんですが、競売にかかったときには委員会に届け</p>

	出はなかったんですか。
事務局	競売にかかった場合には登記上農地の場合、石倉委員のおっしゃるとおり裁判所の方から委員会へ確認がきます。そのまま農地として利用する場合には取得する方が3条の条件に合うかどうかでないとそもそも競売後に取得できませんので確認がきます。また5条の場合も申請で問題はないかという事で確認がきます。こちらは古い案件であるため確認をとっていません。
石倉委員	旧門前町の時の話かな。
事務局	そうです。
石倉委員	そのときの話だと今ではわからないという事ですね。それでは問題ないのではないですか。
議長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第7号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第7号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第2号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書23ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は3件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計60筆12,842.04㎡です。内訳は田が10,825.04㎡、畑が2,017㎡です。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第2号】を終わります。 次に【報告第3号】の農地法第18条の規定による合意解約通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 27 ページをお開きください。報告第3号農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。今月は2件です。 【議案書にもとづいて、合意解約通知の内容を朗読】 合計2筆463㎡です。内訳は田が463㎡です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第3号】を終わります。 次に【報告第4号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 29 ページをお開きください。報告第4号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は1件です。 【議案書にもとづいて、農委法施行規則該当転用届の内容を朗読】 合計1筆155㎡です。内訳は田が155㎡です。以上です。
議 長	それでは申請番号1番について地区担当推進委員輪島1番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。

宇羅委員	23日に現地を確認してきました。30ページの地図にあるとおりため池の反対側の小屋の下に位置しまして、この際の所にハウスがあり、その手前も車の駐車場みたいになっていますので周りに与える影響はないと思います。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので【報告第4号】を終わります。 次に【報告第5号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書32ページをお開きください。報告第5号農地改良届についてです。今月は1件です。 【議案書にもとづいて、農地改良届の内容を朗読】 合計1筆621.50㎡です。内訳は田が621.50㎡です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので【報告第5号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山崎委員より報告をお願いします。
山崎委員	(山崎委員より「1・1・1運動」の活動報告)
議長	以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第2回輪島市農業委員会定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

令和2年2月26日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 2 番

署 名 委 員 1 3 番
